

指定施業要件と立木伐採許可等の関係

指定施業要件 種類	禁伐 【間伐不可】	禁伐 【間伐可】	択伐 【間伐不可】	択伐 【間伐可】	皆伐 (※1)	申請または 届出様式 (※2)
作業許可 (※3)	△ 立木の伐採を伴わず、かつ指定目的に支障を与えない行為	△ 立木の伐採を伴わず、かつ指定目的に支障を与えない行為	○	○	○	◎規則第61条の申請様式(2通) (法第34条第2項の許可を受けようとする場合) ◎規則第63条第2項の届出様式(1通) (法第34条第2項第6号に該当する許可を要しない場合)
伐採許可等	×	×	標準伐期齢以上かつ択伐率(材積)以下ならば ○ (※4、※5)	標準伐期齢以上かつ択伐率(材積)以下ならば ○ (※4、※5)	標準伐期齢以上ならば ○ (※4)	◎規則第59条の申請様式(2通) (皆伐及び天然林の択伐で、法第34条第1項の許可を受けようとする場合) ◎規則第65条第1項の届出様式(1通) (完了の日から30日以内に提出) ◎規則第68条第1項の届出様式(1通) (法第34条の2第1項に該当する人工植栽に係る森林の択伐かつ更新が天然更新によらない場合、実施の90日前から20日前までの間に提出)
間伐	×	間伐率(材積)以下ならば ○ (※6)	×	間伐率(材積)以下ならば ○ (※6)	間伐率(材積)以下ならば ○ (※6)	◎規則第68条第1項の届出様式(1通) (実施の90日前から20日前までの間に提出)

※1 皆伐 : 皆伐許可の限度面積は、単位区域ごとに毎年度2月、6月、9月及び12月初日に告示される限度内であり、かつ、指定施業要件に示される1箇所あたり面積以内。

※2 法 : 森林法〔昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号〕
規則 : 森林法施行規則〔昭和二十六年八月一日農林省令第五十四号〕

※3 作業許可 : 立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石又は樹根の採取、開墾、土地形質変更行為

※4 標準伐期齢 : 市町村森林整備計画に定める。

※5 択伐率(材積) : 指定施業要件に記載の択伐率の上限

※6 間伐率(材積) : 指定施業要件に記載の間伐率の上限